

廃食用油売払単価契約書

柏崎市（以下「甲」という。）と有限会社リプラ（以下「乙」という。）は、以下のとおり使用済食用油（以下「廃食用油」という。）の売払について単価契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、自ら保持する廃食用油を再生利用に供するため乙に売り渡し、乙はこれを買受けるとともに、善良な管理者の注意をもって誠実に廃食用油のBDF製造を行い、再生利用を図るものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の有効期間は、平成21年4月1日から平成21年9月30日までとする。

（引渡し）

第3条 乙は、甲の保持する廃食用油を、甲が指定した箇所（仕様書の収集箇所）から収集する。

（検量）

第4条 乙は、甲から収集した廃食用油を検量し、検量書を甲に提出する。

（契約単価）

第5条 甲が乙に対し、売り渡す廃食用油の契約単価は、次のとおりとする。

廃食用油：1円／リットル（消費税及び地方消費税を含む。）

（売買代金）

第6条 甲は、契約単価に売り渡した廃食用油の物量に乗じて算定した額を、乙に請求するものとする。

2 乙は、甲から請求された廃食用油の売払代金を、甲の指定期日までに納付するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第7条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、契約の解除をし、又は変更若しくは中止をすることができる。

（1）乙が、期間内に契約を履行しないとき又は契約の履行の見込みがないと甲が認めるとき。

（2）乙が、契約に違反し、又はその他の不信行為を行ったとき。

（3）乙が、正当な理由もなく、甲の指示に従わないとき。

（4）甲の事情により事業・収集方針が変更になったとき。

（損害の賠償）

第9条 前条の規定により契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、乙はこれを賠償するものとする。この場合の賠償金額は、甲、乙協議の上決定する。

（契約保証金）

第10条 契約保証金は、免除する。

（再生利用の確認）

第11条 乙は、甲の要請に応じて廃食用油が再生利用されている確認に協力するとともに、再生利用する変換過程を公開し、必要に応じて変換された試供品・品質検査証を提出しなければならない。

（秘密の保持）

第12条 乙は、業務上知りえた甲の秘密を漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第13条 乙は、この契約における業務を遂行するための個人情報（個人に関する情報であって特定の個人が認識され、又は識別され得るものをいう。）がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（疑義の解決）

第14条 この契約に定めのない事項又は、この契約に疑義が生じた場合には、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年 4月 1日

甲 柏崎市中央町5番50号
柏崎市
柏崎市長 会 田



乙 柏崎市大字安田7578番地5号
有限会社リプラ
代表取締役 長 井 信



仕 様 書

契約の名称	廃食用油売払単価契約
基本事項	甲は乙に学校給食等から排出される廃食用油を売り払うものとする。
収集箇所	クリーンセンターかしわざき
収集日時	随時(甲が指定する日時に行う。)
運搬容器	ドラム缶(180 ㍓)を使用する。(乙が用意する。)
売却量	偶数月は 200 ㍓、奇数月は 400 ㍓(ただし、8月は売却を行わない。)
受領方法	乙は収集箇所において廃食用油をその都度検量し、甲に収集した量を報告する。
検収	乙は、収集した廃食用油を直ちに交換施設にて検収し、瑕疵を発見したときは、直ちにその旨を甲に通知し、甲の指示に従うものとする。
環境配慮	乙は廃食用油の保管に関して、周辺環境への悪影響を及ぼさないよう十分配慮するものとする。
代金の支払い	廃食用油の代金の支払いは、毎月末に締め切りとし、乙は甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ その他契約の履行に際しては、甲の指示に従うものとする。・ この仕様書に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、双方協議して定めるものとする。